

別添2の1 乳業工場非常用電源緊急整備事業

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第5条に規定する中小企業者のみを組合員としているものに限る。）、一般社団法人又は一般財団法人、農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社（農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。））がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を所有しているものに限る。）、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号。以下「畜安法」という。）第2条第4項第1号イに規定する生乳生産者団体、乳業者及び牛乳の販売業者が直接又は間接の構成員となっている団体、畜産業を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社、畜産業を営む個人が構成員となっている団体（これらを総称して以下「乳業者等」という。）とする。

第2 事業の内容

この事業は、「防災、減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）に基づく停電時の対応計画を踏まえ、事業実施主体が、乳業者（畜安法第2条第4項第1号イに規定する乳業を行う者をいう。以下同じ。）が所有する工場（以下「乳業工場」という。）に非常用電源設備を整備する事業（以下「直接補助事業」という。）及び乳業者が乳業工場に非常用電源設備を整備する場合に、事業実施主体が当該設備に要する経費の一部を補助する事業（以下「間接補助事業」という。）とする。

第3 事業の要件

1 乳業工場

次の（1）及び（2）のいずれの要件も満たす乳業工場であること。

- （1）「防災、減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）を踏まえ、指定生乳生産者団体と乳業者等の地域の関係者が連携して策定した停電時の対応計画に基づき、大規模停電時に稼働を確保すべき基幹となる乳業工場であること。
- （2）乳業工場の施設ごとの停電時の対応計画が策定されていること。

2 間接補助事業者

間接補助事業の対象となる乳業者（以下「間接補助事業者」という。）は、「防災、減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を踏まえ、指定生乳生産者団体と乳業者等の地域の関係者が連携して策定した停電時の対応計画に基づき、大規模停電時に稼働を確保すべき基幹となる乳業工場を所有する乳業者であること。

第4 補助対象設備等

この事業の補助対象設備及び整備基準は、別表1に掲げるとおりとする。

第5 補助対象経費等

この事業の補助対象経費及び補助率は、別表2に掲げるとおりとする。

第6 事業の実施

1 事業実施計画

(1) 事業実施計画の作成

ア 事業実施主体は、この事業の実施に当たっては、別紙様式第1号の畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（乳業工場非常用電源緊急整備事業）実施計画承認申請書を独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。

この場合において、事業実施主体は、あらかじめ当該事業実施計画を都道府県知事に協議するものとする。

イ 都道府県知事は、アの協議を受けた場合には、速やかに、地方農政局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長、北海道にあっては農林水産省畜産局長とする。）に意見を求めるものとする。

(2) 事業実施計画の変更

事業実施主体は、(1)の事業実施計画の承認があった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（乳業工場非常用電源緊急整備事業）実施計画変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。この場合は、(1)の規定を準用する。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業費の30パーセントを超える増減

ウ 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

エ 設置場所の変更

2 留意事項

事業実施主体又は間接補助事業者は、この事業の実施に当たり、次の(1)から(4)までの事項に留意するものとする。

(1) 設備の設置及び運営に必要な資金の調達を図ること。

(2) 設備の運営及び管理に当たる専従責任者を設置すること。

(3) 整備内容が停電時の対応計画に見合った適切な規模のものとする。

(4) 設備の運営について適正な執行体制の整備を図ること。

3 事業の推進指導等

(1) 事業実施主体又は間接補助事業者は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係機関、関係団体等との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

(2) 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、関係団体等に対する指導及び監督を行うものとする。

第7 実施要領

事業実施主体は、間接補助事業の実施に当たり、あらかじめ当該事業の趣旨、内容、補助条件、事業実施計画の承認手続、施設等の管理運営（運営状況の報告を含む。）、補助金交付の手続、消費税及び地方消費税の取扱等を定めた実施要領を作成し、理事長の承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

第8 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、第5に定めるところにより、事業実施主体が事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第9 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

(1) 直接補助事業における補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第3号の畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（乳業工場非常用電源緊急整備事業）補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を作成し、理事長に提出するものとする。

(2) 間接補助事業における補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、間接補助事業者が当該事業実施主体から交付を受けようとする補助金（以下「間接補助金」という。）について、当該間接補助事業者の作成する間接補助金の交付申請書に基づき、理事長が別に定める日までに、別紙様式第3号により補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定があった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、別紙様式第4号の畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（乳業工場非常用電源緊急整備事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増
- (4) 設置場所の変更

3 事業遂行状況等の報告

(1) 事業遂行状況の報告

事業実施主体は、この事業の遂行状況に関し、補助金の交付の決定があった年度の12月31日（以下「12月31日」という。）現在において、別紙様式第5号の畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（乳業工場非常用電源緊急整備事業）遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに理事長に提出するものとする。ただし、4の規定による別紙様式第6号の畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（乳業工場非常用電源緊急整備事業）補助金概算払請求書（以下「概算払請求書」という。）をもって

- これに代えることができるものとする。
- (2) 12月31日までに事業が完了するとき又は補助金の交付決定があった日が12月31日以降のときは、(1)の定めにかかわらず、事業実施主体は、5の規定による別紙様式第7号の畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（乳業工場非常用電源緊急整備事業）実績報告書（以下「実績報告書」という。）の提出をもって事業遂行状況の報告に代えることができるものとする。
- (3) 事業不完了等の報告
事業実施主体は、事業が予定の期間内に完了しない場合、又はその遂行が困難となった場合においては、速やかに理事長に報告してその指示を受けるものとする。
- 4 補助金の概算払
- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、出来高に応じて、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、概算払請求書を作成し、理事長に提出するものとする。
- 5 実績報告
事業実施主体は、補助事業が完了した日から起算して1カ月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、実績報告書を作成し、理事長及び都道府県知事に報告するものとする。
- 6 消費税及び地方消費税の取扱い
- (1) 事業実施主体は、機構に対して1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。
ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。
- (2) 事業実施主体は、(1)のただし書により申請をした場合において、5に係る実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを当該補助金額から減額して報告しなければならない。
- (3) 事業実施主体は、(1)のただし書により申請をした場合において、5に係る実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第8号の畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（乳業工場非常用電源緊急整備事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速

やかに理事長に提出するとともに、その金額（（２）の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「補助金適正化法」という。）第１５条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年６月３０日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第１０ 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和５年度とする。

第１１ 設備等の管理運営

事業実施主体又は間接補事業者は、管理規程を定めることにより、この事業によって整備された設備等を事業実施計画に従って適正に管理運営するものとする。

また、導入した非常用型自家発電装置については、非常時に稼働できるよう、最低限、年に１回の稼働確認もしくは点検を実施すること。

第１２ 報告

事業実施主体は、この事業によって整備された設備等の設置後５年間、毎年度末に別紙様式第９号の畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（乳業工場非常用電源緊急整備事業）運営状況報告書を作成し、理事長及び都道府県知事に報告するものとする。

第１３ 提出書類の都道府県の経由

この要綱の規定により、事業実施主体が、理事長に提出する書類は都道府県知事を経由するものとする。

第１４ 帳簿等の整備保管等

- 事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業により取得し、又は効用の増加した財産で「独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間」（平成１６年４月８日付け１６農畜機第１２３号）に定められている期間においては、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。ただし、処分制限期間が５年未満の財産にあつては５年間とする。
- 前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

- 3 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、事業実施主体に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

第15 電子情報処理組織による申請等

- 1 事業実施主体は、第6の1の(1)の規定による実施計画の承認申請、第6の1の(2)の規定による実施計画の変更承認申請、第7の規定による実施要領の承認申請、第9の1の規定による交付申請、第9の2の規定による変更承認申請、第9の3の(1)の規定による遂行状況報告、第9の4の(2)の規定による概算払請求、第9の5の規定による実績報告、第9の6の(3)の規定による仕入れに係る消費税等相当額報告及び第12の規定による運営状況報告(以下「交付申請等」という。)については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス(以下「共通申請サービス」という。)を使用する方法により行うことができる。ただし、共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本実施要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 事業実施主体は、1の規定により交付申請等を行う場合は、本実施要綱の様式の定めにかかわらず、共通申請サービスにより提供する様式によるものとする。
- 3 理事長は、1の規定により交付申請等を行った事業実施主体に対する通知、承認、指示及び命令については、事業実施主体が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、共通申請サービスを使用する方法によることができる。
- 4 事業実施主体が2の規定により共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合は、共通申請サービスのサービス提供者が別に定める共通申請サービスの利用に係る規約に従わなければならない。

別表 1

補助対象設備	整備基準
(1) 非常用型自家発電装置	<p>設置しようとする補助対象設備は、おおむね次の整備基準を満たすこと。</p> <p>ディーゼルエンジン等を主機関とする発電装置で、停電時の対応計画で想定している時間以上の運転が可能であり、かつ、発電能力が、停電時において必要とされる適度の電力容量を有すること。</p>
(2) 非常用電源発電装置に係る付属設備	非常用型自家発電装置の設置等に必要なるものであること。

別表 2

補助対象経費	補助率
1 工事費 ア 建設工事費 イ 製造請負工事費 ウ 機械器具費 2 実施設計費 3 工事雑費 4 その他理事長が特に必要と認める経費	1 / 2 以内 (ただし、大規模の民間企業(資本金が3億円を超え、かつ、従業員数300人を超える会社)は1 / 3 以内)

別紙様式第1号

令和 年度畜産経営災害等総合対策緊急支援事業
(乳業工場非常用電源緊急整備事業) 実施計画承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年度において、下記のとおり畜産経営災害等総合対策緊急支援事業
(乳業工場非常用電源緊急整備事業) を実施したいので、畜産経営災害等総合対
策緊急支援事業実施要綱の別添2の1の第6の1の(1)の規定に基づき申請し
ます。

記

1 事業の目的

2 事業の概要

事業実施主体名	施設の名称	施設の所在地	敷地面積	用地取得方法	工事着工及び 竣工予定年月日	備考
			m ²			

(注) 用地の確保が使用収益権による場合は、用地取得方法欄に内容及びその期間を記載すること。

3 事業実施主体の概要

(1) 事業実施主体

事業実施主体名	所在地	資本構成・比率	事業内容	沿革	役員及び氏名	その他参考事項
		(%)				

(注) 事業実施主体と運営主体が異なる場合は、運営主体の概要をこれに準じて作成すること。

(2) 間接補助事業者（間接補助事業を実施する場合）

間接補助事業者名	所在地	資本構成・比率	事業内容	沿革	役員及び氏名	その他参考事項
		(%)				

4 事業の内容及び経費

設備の概況			設置しようとする設備の内容				単価	事業費	資金調達計画		
種類	面積又は 台数	構造（能力）	補助 区分	種類	台数	構造（能力）			機構補助金	県（都道 府）費	その他
	m ² （台）		補助 対象		m ² （台）	（種類ごと詳しく）	円	円	円	円	円
計①											
消費税額②											
小計③											
			補助 対象外								
計④											
消費税額⑤											
小計⑥											
総事業費（①+④）											
消費税額（②+⑤）											
合計（③+⑥）											

注1 種類欄は、要綱の別添2の1の別表1に定める補助対象設備の種類を明らかにすること。

2 総事業費には、補助対象経費のほか、本事業の目的を達成するために必要となる国等の事業や自己負担で整備する設備等の経費（工事費（製造請負工事費及び機械器具費を含む。）、実施設計費及び工事雑費等）を含むものとし、これを補助対象外の欄に記載すること。

5 設備の設置に伴う損益計画

	前年度 (年度)		初年度 (年度)		2年度 (年度)			5年度 (年度)	
	〇〇乳業	前年比%	〇〇乳業	前年比%	〇〇乳業	前年比%		〇〇乳業	前年比%
売上高									
売上原価									
売上総利益									
販売費・一般管理費計									
営業利益									
営業外収益									
経常利益									
特別利益									
特別損失									
税引前当期利益									
法人税等									
当期純利益									

(注) 設備の設置後、年間を通じて本格稼働した年度を初年度として記入すること。

6 添付書類

- (1) 要綱の別添2の1の第6の1の(1)のアの都道府県知事との協議に基づく同意書
- (2) 大規模停電時に稼働を確保すべき基幹となる施設として、指定生乳生産者団体と乳業者等の地域の関係者が連携して策定した地域ブロックの停電時の対応計画
- (3) 乳業工場の施設ごとの停電時の対応計画
- (4) 当該設備の設計図(平面図及び立面図)及び用地内における建物(設備別)等の配置図(設置予定場所を記載)
- (5) (4)の設計図の作成が困難な機械設備にあっては、その構造、内容等が詳細に記されたパンフレット
- (6) 定款
- (7) 最近時点の事業(業務)報告書及び事業(業務)計画書

(注) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第2号

令和 年度畜産経営災害等総合対策緊急支援事業
(乳業工場非常用電源緊急整備事業) 実施計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で承認のあった実施計画について、下記の事由により変更したいので承認されたく、畜産経営災害等総合対策緊急支援事業実施要綱の別添2の1の第6の1の(2)の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更理由
- 2 添付書類

(注) 別紙様式第1号の記の様式によるものとし、変更に係る部分については、変更前を括弧書きで記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度畜産経営災害等総合対策緊急支援事業
(乳業工場非常用電源緊急整備事業) 補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年度において、下記のとおり畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（乳業工場非常用電源緊急整備事業）を実施したいので、畜産経営災害等総合対策緊急支援事業実施要綱の別添2の1の第9の1の（1）の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業内容及び経費の配分

設備の概況			設置しようとする設備の内容				単価	事業費	資金調達計画			工事期間
種類	面積又は 台数	構造（能 力）	補助 区分	種類	面積又は 台数	構造（能 力）			機構 補助金	県（都道 府）費	その他	着工及び 竣工年月日
	m ² （台）		補助 対象		m ² （台）	（種類ごとに詳しく）	円	円	円	円	円	（予定日）
				計①								
				消費税額②								
				小計③								
			補助 対象外									
				計④								
				消費税額⑤								
				小計⑥								
				総事業費（①+④）								
				消費税額（②+⑤）								
				合計（③+⑥）								

注1 種類欄は、要綱の別添2の1の別表1に定める補助対象設備の種類を明らかにすること。

2 当該年度分のみ記載のこと。

3 総事業費には、補助対象経費のほか、本事業の目的を達成するために必要となる国等の事業や自己負担で整備する設備等の経費（工事費（製造請負工事費及び機械器具費を含む。）、実施設計費及び工事雑費等）を含むものとし、これを補助対象外の欄に記載すること。

3 収支予算

(1) 収入の部

区分	今年度予算額	前年度予算額	差引増減		備考
			増	減	
機構補助金 県（都道府）補助金 事業実施主体 その他	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

今年度予算額	前年度予算額	差引増減		備考
		増	減	
円	円	円	円	

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

(1) 設置しようとする設備の管理運営規程

(2) 当該設備の実施設計書又は個々の内容を記した見積書

別紙様式第4号

令和 年度畜産経営災害等総合対策緊急支援事業
(乳業工場非常用電源緊急整備事業) 補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあつた畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（乳業工場非常用電源緊急整備事業）の実施について、下記の事由により事業（内容及び経費の配分）を変更したいので承認されたく、畜産経営災害等総合対策緊急支援事業実施要綱の別添2の1の第9の2の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 添付書類

(注) 別紙様式第3号の記の様式によるものとし、変更に係る部分については、変更前を括弧書きで記載すること。

別紙様式第5号

令和 年度畜産経営災害等総合対策緊急支援事業
 (乳業工場非常用電源緊急整備事業) 遂行状況報告書

番 号
 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
 理事長 殿

住 所
 団 体 名
 代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあつた畜産経営災害等総合対策緊急支援事業(乳業工場非常用電源緊急整備事業)の実施について、畜産経営災害等総合対策緊急支援事業実施要綱の別添2の1の第9の3の(1)の規定に基づき関係書類を添えて報告します。

記

交付決定額等		事業の遂行状況 (令和 年 月 日現在)			事業完了 予定年月日
総事業費 (A)	交付 決定額	総事業費見込 額又は契約額 (B)	見込比較 (B/A×100)	遂行状況	
円	円	円	%	入札実施日 年 月 日 契約日 年 月 日	

別紙様式第6号

令和 年度畜産経営災害等総合対策緊急支援事業
(乳業工場非常用電源緊急整備事業) 補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあつた畜産経営災害等総合対策緊急支援事業(乳業工場非常用電源緊急整備事業)について、下記により金 円を概算払により交付されたく、畜産経営災害等総合対策緊急支援事業実施要綱の別添2の1の第9の3の(1)の規定に基づき請求します。

記

1 概算払請求額

(年 月 日現在)

補助事業に 要する経費	うち機構 補助金 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残額 (A) - (B+C)		事業完了 予定年月日	備考
		金額	出来高	金額	月 日まで 予定出来高	金額	月 日まで 予定出来高		
円	円	円	%	円	%	円	%		

2 振込先金融機関名等

〇〇銀行 〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇 口座名義 (フリガナ) 〇〇〇〇

別紙様式第7号

令和 年度畜産経営災害等総合対策緊急支援事業
(乳業工場非常用電源緊急整備事業) 実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で交付決定のあった畜産経営災害等総合対策緊急支援事業(乳業工場非常用電源緊急整備事業)について、下記のとおり実施したので、畜産経営災害等総合対策緊急支援事業実施要綱の別添2の1の第9の3の(2)の規定に基づき実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 補助金交付決定

令和 年 月 日 農畜機第 号

2 事業の目的

3 事業の内容及び経費の配分

設備の概況			設置しようとする設備の内容				単価	事業費	資金調達計画		
種類	面積又は 台数	構造（能力）	補助 区分	種類	面積又は 台数	構造（能力）			機構補助金	県（都道 府）費	その他
	m ² （台）		補助 対象		m ² （台）	（種類ごとに詳しく）	円	円	円	円	円
計①											
消費税額②											
小計③											
			補助 対象 外								
計④											
消費税額⑤											
小計⑥											
総事業費（①+④）											
消費税額（②+⑤）											
合計（③+⑥）											

注1 種類欄は、要綱の別添1の別表1に定める補助対象設備の種類を明らかにすること。

2 当該年度分のみ記載のこと。

3 総事業費には、補助対象経費のほか、本事業の目的を達成するために必要となる国等の事業や自己負担で整備する設備等の経費（工事費（製造請負工事費及び機械器具費を含む。）、実施設計費及び工事雑費等）を含むものとし、これを補助対象外の欄に記載すること。

4 収支精算

(1) 収入の部

区分	精算額	今年度予算額	差引増減		備考
			増	減	
機構補助金 県（都道府）補助金 事業実施主体 その他	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

精算額	今年度予算額	差引増減		備考
		増	減	
円	円	円	円	

5 事業完了年月日

令和 年 月 日

6 振込先金融機関名等

〇〇銀行 〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇 口座名義（フリガナ）〇〇〇〇

7 添付書類

(1) 設置した設備の管理運営規程

(2) 当該設備の出来高設計書（設計を伴わない設備の整備の場合は、当該設備の請求書若しくは領収書及び設置が確認できる写真等）

(3) 別紙様式第7号の別紙の竣工検査調書

(4) 事業の実施に当たり、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく施行認可、建築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づく確認又は農地法（昭和27年法律第229号）に基づく転用の許可等を必要としたときは、当該許認可等を得たことを証する書類（写し）

別紙様式第7号の別紙

令和 年度畜産経営災害等総合対策緊急支援事業
(乳業工場非常用電源緊急整備事業) 竣工検査調書

下記工事について竣工検査を完了しましたので報告します。

令和 年 月 日

(事業実施主体)

検査員所属・職・氏名

立会者所属・職・氏名

記

1 工事名称	
2 工事場所・施設	
3 工期	着工 令和 年 月 日～ 竣工 令和 年 月 日
4 事業費	円 (税込)
5 請負者の住所及び氏名	
6 検査年月日	令和 年 月 日
7 検査所見	
8 備考	

注：請負者からの完了届の写しを添付すること。

上記のとおり事業が完了したことを確認しました。

令和 年 月 日

(都道府県職員)

所属・職・氏名

別紙様式第8号

令和 年度畜産経営災害等総合対策緊急支援事業
(乳業工場非常用電源緊急整備事業)に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった畜産経営災害等総合対策緊急支援事業(乳業工場非常用電源緊急整備事業)補助金について、畜産経営災害等総合対策緊急支援事業事業実施要綱の別添2の1の第9の6の(3)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。(返還がある場合、記載すること))

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額(令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額がない場合、その理由を記載

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し税務署の收受印等のあるもの
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別紙様式第9号

令和 年度畜産経営災害等総合対策緊急支援事業
(乳業工場非常用電源緊急整備事業) 運営状況報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年度に実施した畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（乳業工場非常用電源緊急整備事業）における令和 年度の運営状況について、畜産経営災害等総合対策緊急支援事業事業実施要綱の別添2の1の第12の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

(注1) 申請書の記の記載は、次に掲げる様式とする。

(注2) 必要に応じ、参考となる資料（間接補助事業にあつては間接補助事業者のもの）を添付すること。

様式

非常用型自家発電装置の稼働実績及び稼働確認・点検状況

	稼働実績		稼働確認		点検年月日	
	稼働年 月日	稼働状況	確認年 月日	稼働確認状 況	点検年 月日	点検結果
非常用型 自家発電 装置						
無停電電 源装置						